仕様書第９

仕様書

１　件名：地下燃料貯油槽及び埋設配管漏れ点検

２　役務に関する要求

（１）概要

本役務は、航空自衛隊目黒基地における地下燃料貯油槽及び埋設配管漏れ点検を行うものとする。

（２）役務の内容

ア　契約相手方は、消防法第 14 条の 3 の 2 及び消防危第 33 号に基づき、地下タンク及び配管の漏洩点検を年１回実施するものとする。

なお、平成２３年度は１０月から３月の間に１回実施するものとする。

イ　本役務の対象施設は、給油取扱所及び学校棟地下タンク貯蔵所とし、役務対象機器については、給油取扱所は表 1、学校棟地下タンク貯蔵所は表 2 のとおりとする。

表 1

番号	対象貯油槽	燃種	容量	埋設配管全長	備考
1	車両給油用地下タンク	ガソリン	15kL	13.7m	
2	車両給油用地下タンク	軽油	10kL	12.7m	

表 2

番号	対象貯油槽	燃種	容量	埋設配管全長	備考
1	ボイラー、冷温水発生機用地下タンク	灯油	18kL	45.5m	
2	非常用発電機用地下タンク	灯油	30kL	58.0m	

（３）提出書類

契約相手方は、点検終了後速やかに点検結果報告書及び点検検査済証を官に提出し、確認を得るものとする。

３　検査

点検結果報告書及び点検検査済証により実施する。

４　承認用図書

契約相手方は、契約後速やかに点検実施予定表 3 部を官に提出し、承認を得るものとする。

５　その他

（１）点検の実施に当たっては、消防危第 33 号で定められた事項を遵守し、事故防止を図るものとする。

（２）契約相手方は、消防法、消防規則第 62 条の 6 に基づく有資格者が点検を実施するものとし、各資格証明書のコピーを作業実施前に官に提出するものとする。

（３）点検は微加圧方式及び微減圧方式並びに漏れの点検として必要な精度を有するその他の方法により、点検すべき部位が包含されるよう適切な方法の選定・組合せを行い実施するものとする。

（４）契約相手方は、点検において異常が認められたときには、異常箇所を特定するものとする。また、修理等が必要な場合は速やかに官に報告し、官の指示に従うものとする。

（５）本作業による発生材は、契約相手方の責任において処分するものとする。

（６）契約相手方は、役務中不可抗力以外で構造物等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。

（７）点検に必要な計器、工具類及び消耗品等は契約相手方の負担とする。

（８）一般事項は、役務共通仕様書（目黒基地 LPS-R00001）によるものとする。

（９）契約相手方は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」第 6 条 1 項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示された基準に適合する役務を実施するものとし、本役務内容については、環境省ホームページ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html にアクセスし、契約履行に反映できるよう熟知するものとする。

（１０）本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

仕様書第１０

仕様書

１　件名：エレベータの保守点検

２　関連文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書で規定する範囲においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書提出時における最新版とする。

（１）関連文書

ア「荷物用エレベータ　エレベータ取扱説明書」（武村総合設備株式会社、横浜エレベータ株式会社）

イ「エレベータ工事完了検査試験成績書」（横浜エレベータ株式会社）

ウ「昇降機完成社内検査報告書」（横浜エレベータ株式会社）

（２）引用文書

ア「労働安全衛生法」（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）

イ「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）

ウ「クレーン等安全規則」（昭和 47 年労働省令第 34 号）

エ「職員の保険及び安全保持」（昭和 48 年人事院規則 10-4）

オ「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」（建設省住防発第 17 号 5.6.30）

３　役務に関する要求

（１）概要

エレベータの運転機能を常に安全かつ良好に維持するために、職員の保健及び安全保持、クレーン等安全規則、建築基準法及び昇降機の維持及び運行の管理に関する指針に基づき、適切な保守点検を実施するものである。

（２）対象施設

本役務の対象施設は、表１のとおりとする。

表１

番号	地区名	建物名称	備考
1	技本地区	12 号館	
2	技本地区	電波実験棟（88 号館）	
3	技本地区	装甲実験棟（2 号館）	
4	技本地区	弾道研究センター（3 号館）	
5	学校地区	厚生棟	
6	学校地区	留学生会館	
7	学校地区	学校棟	
8	学校地区	講堂棟	
9	学校地区	隊舎棟	
１０	防研地区	本館（7 号館）	

（3）役務の内容

ア　技本地区

別紙１のとおり。

イ　学校地区

別紙２のとおり。

ウ　防研地区

別紙３のとおり。

エ　役務の概略

別紙概略表のとおり。

4　承認用図書

契約相手方は、契約後速やかに点検保守実施予定表 3 部を官に提出し、承認を得ること。

5　その他

（1）修理及び部品交換の際に使用する部品等の規格については、メーカー仕様のものとする。

（2）契約相手方は、官側昇降機に事故・故障等が発生し、その旨を官より連絡があった場合は速やかに昇降機専門技術者を派遣し、その昇降機が安全に運転等できるよう復旧し、結果を官に報告するものとする。なお、作業を実施する場合には、官の承認を得て行うものとする。

（3）契約相手方は、作業中不可抗力以外で構造物等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。

（4）保守点検中、不具合事項を発見した場所は、速やかに官に報告し指示を受けるとともに、修理が必要な場合は修理にかかる資料を提出するものとする。

（5）保守点検に必要な計器、工具類及び消耗品等は契約相手方の負担とする。

（6）契約相手方は、派遣する技術者の名簿を官に提出し、承認を得るものとする。その際、派遣する技術者は、昇降機の点検整備業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 5 年以上程度の者を派遣するものとする。

（7）本役務により生じた発生材は、契約相手方の責任において破棄するものとする。

（8）作業時間は、０８：３０～１７：１５を基準とし、時間外及び休日（土日・祝日）作業の実施を必要とする場合は、所定の残業届を官に提出し、許可を受けるものとする。

（9）本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議すること。

技本地区実施要領

別紙１

１　役務内容

（１）人荷用エレベータ(AC-2)の保守点検

ア　機能維持のため、機器及び装置の点検を行うものとし、対象施設は 12 号館とする。

イ　機器及び装置の清掃・注油・調整・消耗品等の交換及び品質検査､オイルシール、ギャー油、オイルゲージの交換作業を行うものとする。

ウ　役務種類及び回数は表１のとおりとする。

エ　特記事項

以下の項目は平成２３年度は実施しないものとする。

（１）ウの表１番号１の平成２３年４月から９月までの自主検査。

表 1

番号	役務種類	回数	備考
1	自主検査	月 1 回	付紙 1 参照
2	定期検査	年 1 回	付紙 2 参照

（２）電波実験棟(88 号館)のエレベータ及びダムウェータの保守

ア　機械室、かご、乗り場、昇降路・ピットの点検を実施するものとし、対象施設は 88 号館とし、役務対象設備は表 2 とする。

表 2

番号	形式	数量	備考
1	(株)日立製作所 製エレベータ　FU-F1000-2530	1 台	
2	(株)日立製作所 製ダムウェータ　DF-200-2V20	1 台	

イ　点検事項は、付紙 3 のとおりとする。

ウ　役務点検回数は、月 1 回実施するものとし、年 1 回法令等に基づく定期検査を行うものとする。

エ　特記事項

以下の項目は平成２３年度は実施しないものとする。

１（２）ウの役務点検のうち平成２３年４月から９月までの月１回の点検

（３）装甲実験棟(2 号館)荷物用エレベータの点検作業

ア　機能維持のため、機器及び装置の点検を実施するものとする。また、対象施設は 2 号館とし、役務対象設備は表 3 のとおりとする。

表 3

番号	設置施設名	形式	数量	備考
1	装甲実験棟(2 号館)	日本エレベータ製造(株) 製エレベータ	1 台	VF Ⅲ-F1000kg-2S-45m/min-3F

イ　機器及び装置の清掃・注油・調整・消耗品等の交換を実施するものとする。

ウ　役務点検回数は、月 1 回及び年 1 回の定期検査を実施するものとする。

エ　特記事項

以下の項目は平成２３年度は実施しないものとする。

（3）ウの平成２３年９月までの月１回の点検。

（4）弾道研究センター(3 号館)荷物用エレベータ保守点検

ア　対象施設は 3 号館とし、役務対象設備は表 4 のとおりとする。

表 4

番号	設置施設名	形式	数量	備考
1	弾道研究センター(3 号館)	横浜エレベータ(株) ロープ式エレベータ	1 台	付紙 4 参照

イ　機械装置の点検

a　機械各部のボルト増締及び給油

b　ワイヤーロープの摩耗点検及びグリスの塗布

c　ブレーキ及び停止位置の調整

d　電動機及び巻上機の点検

e　リミットスイッチ、安全装置(非常止め装置等)の点検

f　ガイドレールの状態確認

ウ　電気設備の点検

a　制御盤の各信号線及びスイッチ等の点検

b　絶縁測定

エ　消耗品の交換

a　電球及び蛍光ランプの球切れ交換

各階表示用豆電球と機械室及びカゴ内の蛍光ランプの交換

b　パッキン及びビス等の交換

機械装置の油漏れ等修理に使用するパッキン及びビス・ナットの交換を行うものとする。

オ　保守点検回数は月１回とする。また、年１回法令等に基づく定期検査を行うものとし、定期検査用紙は付紙 5 のとおりとする。

カ　特記事項

以下の項目は平成２３年度は実施しないものとする。

１（４）オの保守点検のうち平成２３年４月から９月までの月１回の点検

２　提出書類

（１）人荷用エレベータ(AC-2)の保守点検

提出書類は、表 5 のとおりとする。

表 5

番号	名称	数量	提出時期	備考
1	作業報告書(自主検査)	1 部	検査実施前	
2	作業報告書(定期検査)	1 部	検査実施前	

（２）電波実験棟(88 号館)のエレベータ及びダムウェータの保守

提出書類は、表 6 のとおりとする。

表 6

番号	名称	数量	提出時期	備考
1	作業報告書	1 部	検査実施前	

（３）装甲実験棟(2 号館)荷物用エレベータの点検作業

提出書類は、表 7 のとおりとする。

表 7

番号	名称	数量	提出時期	備考
1	作業報告書	1 部	検査実施前	

（４）弾道研究センター(3 号館)荷物用エレベータ保守点検

提出書類は、表 8 のとおりとする。

表 8

番号	名称	数量	提出時期	備考
1	作業報告書	1 部	検査実施前	毎月実施した作業内容及び交換部品等を記載すること。 ・機能維持のために大規模な修理が必要な場合は想定される内容について記載すること。

3　検査

（1）人荷用エレベータ(AC-2)の保守点検
　　作業報告書により実施する。

（2）電波実験棟(88 号館)のエレベータ及びダムウェータの保守
　　作業報告書により実施する。

（3）装甲実験棟(2 号館)荷物用エレベータの点検作業
　　作業報告書により実施する。

（4）弾道研究センター(3 号館)荷物用エレベータ保守点検
　　作業報告書により実施する。